小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２２年（再イ）第７号

鳥取県東伯郡北栄町東園462番地
再生債務者　田熊　壽一
1　決議に付する変更再生計画案　平成23年６月３日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年７月11日まで
平成23年６月20日　鳥取地方裁判所倉吉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１号

静岡市葵区瀬名中央２丁目12番27号
再生債務者　穂阪　壮吾
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月23日
静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１８年（再イ）第２３７号

大阪府松原市天美南１丁目１番19号
再生債務者　鳥居　律子
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　　大阪地方裁判所堺支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１１１号

大阪市東成区大今里南１丁目４番10号
再生債務者　中川　龍司
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月25日から平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号

北九州市八幡東区祝町１丁目６番46号
再生債務者　三輪　順一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月28日から平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１６５号

東京都杉並区阿佐谷北４―29―12―104
再生債務者　青島　　浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月５日まで
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１８１号

埼玉県さいたま市南区沼影２－３－１―103
再生債務者　小野寺千恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月５日まで
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

横浜市都筑区川和台21番８号
再生債務者　西尾　元宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月23日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第８号

神戸市中央区旗塚通１丁目４番11号　高下ハイツ101号
再生債務者　黒田　　賢
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１４５号

埼玉県狭山市中央２―46―１
再生債務者　黒瀬　勇二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１２号

大阪府高槻市東和町12番３号
再生債務者　辻　　孝平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第３号

沖縄県沖縄市泡瀬５丁目33番23号　２Ｆ
再生債務者　下地　清美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年６月23日　那覇地方裁判所沖縄支部

会社公告

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告いたします。
この合併の概要は次のとおりです。
一、効力発生日は平成二十三年十月一日としております。
二、合併後存続する甲の資本金の額は、三百五十五億円となります。なお、合併による資本金の額の増加は行いません。
三、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ても行いません。
四、乙の保険契約者の合併後における権利は合併効力発生日において一切変更なく甲に引き継がれます。
この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号を三井住友海上あいおい生命保険株式会社に変更いたします。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.ms-kirameki.com/koukoku/index.html
（乙）http://www.ioi-life.co.jp/performance/performance_04.html
平成二十三年七月一日
東京都千代田区神田錦町三丁目一一番一号
（甲）三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長　佐々木　靜
東京都中央区日本橋三丁目一番六号
（乙）あいおい生命保険株式会社
取締役社長　石井　義久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載頁　一九五頁（号外第一三五号）
平成二十三年七月一日
東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号
（甲）石川島建材工業株式会社
代表取締役　岡田　秀夫
茨城県行方市麻生三三四七番地の一
（乙）関東セグメント株式会社
代表取締役　加藤　裕章